

次に、「認定第6号 平成19年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されていますが、榎井委員の質疑を許します。

榎井委員

ページ数では284ページです。それから、資料はあったかな、場外発売業務負担金、この8億6千万円余りのことの説明を、歳出についてもあわせて説明していただきたいというふうに思います。

事業管理課長

284ページの中ほどに場外発売業務負担金の欄がございます。そこに、8億6,037万2,422円計上されております。この内容につきましては、飯塚オートが、他のオートレース場の場外発売の受託をしたときに、双方で取り決めております売上に対する一定の率から従事員賃金等の開催場にかかわる経費を差し引きまして、開催場から協力費として飯塚オートの方にいただくものでございます。平成19年度におきましては、この場外発売日数を241日実施いたしております、これの累積したものでございます。

それから、先ほど言われます支出の分でございますけれども、これにつきましては、294ページに、一番上の方になりますが受託事業費というのがございます。これの分でございます、これは、開催場にかかわる経費、賃金等でございます。これ開催場で支払いますが、それ以外の経費は場外場で支払うように決まっておりますので、先ほど言いました負担金の中から支払うようになっております。平成19年度につきましては、そこに記載のとおり、2億3,869万9,059円支払っておりますことから、場外発売だけを見ますと、先ほど申し上げました8億円分を引きますと、6億2,167万3,363円の収益が出たこととなります。

榎井委員

288ページに旅費があります。普通旅費。それから、有料道路通行料等もあります。この間、植木町、氷川町、吉富町等に飯塚オートレースの場外車券発売場を設置するというので取り組んでこられました。その経過と現状、この3つの町との結果、簡単にひとつ説明願いたいと思います。

事業管理課長

ただいま御質問がございました熊本県の植木町、それから、氷川町、それから、福岡県の吉富町の場外設置につきまして経過でございますけれども、まず、植木町に関しましては、平成15年度から平成17年ごろまでのもので、氷川町につきましては平成19年ごろ、設置に向けて努力してきたところでございます。これにつきまして、両地域とも事実上設置を断念している場所でございます。

吉富町につきましては、最近の新聞記事等でも御承知と思っておりますけれども、町長が周辺自治体の設置に対するアンケートの結果を踏まえまして、設置に同意をしないというコメントを出されております。したがって、断念せざるを得ないというふうに考えておるところでございます。

榎井委員

この3つの町への進出は断念するというのでありますけれども、うわさに聞くとところによると、また新たなところへの進出もねらっているというようなことも聞きました。それで、先ほど御説明のあったように、2億円出して8億円入ってくるということですから、担当者の皆さん方としては大変魅力あることじゃないかなというふうに思われるんですけど、やっぱり地元住民の方たちの意向をきちっとつかまえるということを重視してもらって、やっぱりスポーツとかいうようなことで最近盛んに宣伝されておるわけですけども、一面やっぱりギャンブル性の強い内容でもあるわけです。ですから、そういう意味ではギャンブルの移出ということについては極力避けるというふうにしていきたいというふうに思っておりまして、この質問は

以上です。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

鯉川委員

3度目の通告外質疑になりましてまことに恐縮しております。それでは、289ページ、第1款「競走費」第2項「事業費」第5目「勝車投票券払戻金」に関連してお尋ねをいたします。仄聞するところによりますと、大昔のレース運営はファンサービスという観点から考えるとかなりかけ離れていたように思います。例えば、夏は炎天下、冬は厳寒の中で車券を買いレース観戦をしていた時代もあったそうでございます。そのときの売場の職員さんは、夏は冷房、冬は暖房の中仕事をされていたようでございます。しかしながら現在は、昔に比べるとかなり快適に観戦できるようになっているみたいでございます。事業部の職員さん方も一丸となって売上向上のためファンサービスに努力されているものと確信しております。

しかしながら、1点だけ気になるところがございます。場外発売は、現在はレース場でないといけないことはわかっておりますが、当たり車券の払い戻し機は市役所の中にも設置されております。設置はされておりますけども、本場開催、他場開催のときはオートレース場に行かなければ払い戻しを受けることはできません。要するに、非開催日の祝祭日を除く日にしか換金できない状況でございます。そこで、直近1年間の非開催日、すなわち市役所で払い戻しを受けられる日は何日ずつあったのか教えていただけますでしょうか。

事業管理課長

現在、4月から10月までの末までで、ちょっと今計算をしておりますけれども、37日間でございます。4月が4日間、5月が7日間、6月が6日間、それから7月が6日間、それから8月が8日間、それから9月が3日間、10月が3日間で、以上37日間、10月までに下で払い戻しをしております。

鯉川委員

市役所に払い戻し機を設置された時期はいつなのか、払い戻し機の納入時のその機械の金額は幾らなのか、またその市役所に払い戻し機を設置された目的な何だったのか、この3点についてお答え願います。

事業管理課長

設置した経費につきましては、私どもで資料を準備しておりませんが、ここの払い戻し機を設置しました経過といたしましては、本場開催日以外で払い戻しができない状況がございました。したがって、本場開催以外の所で払い戻しができるようにというファンのニーズにお応えいたしまして、非開催日におきまして本庁で支払いを始めたということでございます。すみません、ちょっと時期につきましても資料を準備いたしておりません。申しわけございません。

鯉川委員

市役所に用事があって来られて、そしてお金を換金しようと思って来られた方が換金できない、せっかく来られて。それで、会計課のほうに、なんで換えられんのかということで苦情を言われてるのを、私、何度かお見かけしたことがあるんです。なんで開催日には換金できないんですか、換金できない理由ってあるんですか。非開催日には換金できるわけでしょう、開催日にはできない理由っていうのは私わからないんです。

公営競技事業部長

市役所での換金、始まった時期、また経費等は準備しておりませんで、すみませんでした。もともと始まったこの理由というのが、以前はレースの間隔が長かったんです。休みが多かった。その間に払い戻しができないという状況がありましたので、それを市の会計でもできるようにしようということで始まったように聞いております。しかしながら、今はほとんどレース

場のほうでレースが行われております。それで、大抵の場合はレース場に来ていただく、それ以外の場合は、さっき言いました日にちの分については会計で換えていただくということで、不便はないというふうに我々は感じております。もう一つは、これをリアルタイムで払い戻しをするということになりますと、1,500万円から2,000万円ぐらいのシステムの改修が必要と、それとトーターの専門的な人もつけておかなければならないという経費がかかってきます。それと、もう一つは、次の日からということで、その日トーターさんが行って、技術者が行って、そして次の日からできるということ、リアルタイムじゃなくてできるということでも経費は400万円から500万円、人件費でございますけど、これがかかってくるということで、今のところニーズといいますか、うちのほうに寄せられる要望としてはそんなに多くないということで、費用対効果の面からも今のところはまだしてないという状況です。

鯉川委員

部長のほうにそういう要望は余り来ないということでありまして、私のほうではたくさんそういう声を聞きます。それと、まず、じゃあ、ファンサービスというのは何なのか、どういうふうを考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

公営競技事業部長

ファンサービスというのは、ファンに、例えば払い戻しであればどこでも払い戻しできるようなことが一番のファンサービスというふうには思ってますけど、うちも商売でございます。それで、費用対効果というのを常に考えてファンサービスをやっておりますので、その辺の兼ね合いで今のところやってないということです。

鯉川委員

費用対効果とか言われますけども、リアルタイムだったら一千何百万円かかる、それも私どうかなと思うんです。私が言ってるのは、さっき言われてたように、リアルタイムじゃなしに前日のやつということで言ってる。前日のデータであっても400万円ぐらいかかる、どこが根拠でその400万円と言われてるんですか。今実際につながっているんですよ、オンラインで。これがつながってないで、機械を設置してください、そして回線をつないでください、そして、今からこういったサービスをお願いできませんかというなら400万円かかりますと言われてもわかるんです。今現在やられているんですよ。今言われてたように4日であったり5日であったり8日であったり、あとそれをもう少し長くするだけ。以前、他場開催をやられてないときは長く支払いやられたはずなんですよ、そうでしょう。なんで400万円もかかるんですか。何を根拠に400万円と言われているんですか。

事業管理課長

基本的な経費につきましては、本場の継続でこちらのほうの事業をやります関係から、基本的には時間外が発生します。事務的には、レース場で本番業務というのをやりまして、それを閉めた後にデータを持参しながらこちらの会計課まで出向きまして、コンピューターで本場のデータを有線といいますか、コンピューターでこちらのほうに取り出して、こちらのサーバといいますか、支払いのパソコンの中に落とし込みます。それに基づきまして支払機が動くというような形の中で、トーターの職員がこちらのほうに来て、そういうふうな手間をする部分の経費と、今言います本場業務があった後に「非開催」というふうに機械を切り分けたり、切り換えたりしないといかんような現状の機械でございます、レース場の機械が。そういった形の中でちょっと合理的ではないと思いますけれども、今導入しております機械がそういうふうな機械でありますことから、そういうふうな時間外がさらに出るというような状況です。

鯉川委員

今の答弁でわからないところがまず1点あったんですけども、データを持ってくると言われてましたけど、データはオンラインでつながってるから、何も持ってくる必要はないんじゃないんですか。今現在つながっているんですよ。つながっているのを機械、オートレース場で端

未さえ操作をすれば、こっちにデータ流れてくるわけでしょう。ほかのためにUSBで持ってこられるって言うておられるのかもしれないですよ。でもデータを流そうと思えば流れるわけでしょう。流れないっていうのは、非開催日っていうのはそういう状態でやられてるわけでしょう、違うんですか。

委員長

暫時休憩いたします。再開を15分にいたします。

休憩 16:10

再開 16:16

委員会を再開いたします。

鯉川委員

今の答弁の中で、費用対効果とか400万円かかるからどうだこうだと言われてますけど、知恵を絞ってすれば私はできないことはないと思うんです。旧飯塚市の場合でもパソコンがたくさんあって、いろんな管理、保守点検の面でもかなりの費用がかかっていたのが、たしかスポット契約が何かされてかなり軽減されたと聞きますけども、そこら辺の事情とかそういうシステムのことについて、情報推進の課長さんがいらっしゃるので、そこら辺、何かされた経緯っていいのありませんか、経費節約が何か。

情報推進課長

今、突然のことですので。合併しまして、それから先、保守に相当費用かかっておりますので、端末が千数百台ございます。それに、もとは全部保守を入れておりましたけども、そういったものにつきましては故障したときに業者に来てもらう、そしてサーバ類にしましてもある程度落としてスポット、そのとき来れば幾らと、ただし単価としては高いですけども、1年間通してみれば全体からすれば非常にコストが安くなるということで、コストの削減をそういうことで行っております。

鯉川委員

そういう知恵もあるわけですよ、是が非でも日本トーターの職員でされるようなことをおっしゃいますけども、こっち側にデータを送ってもらって、市の職員さんでもできるんじゃないかなと。例えば、不具合が起こったときに今言われてるようなスポット契約をトーターの方としておいて、そのときだけ来ていただくと。そしたら今の言われてるような400万円とかというような膨大な金額には決してならないんじゃないかなと思います。そういった意味合いから含めても、ファンサービスのこと考えられて、当然私は換金というのは日ごろ市役所に来たらできるような形にさせていただくのが当たり前じゃないかなと思いますけども、そこら辺の見解をお示してください。

事業管理課長

今、申されますように、ファンサービスということの充実につきまして、私ども日ごろからいろいろ協議をしたりしております。そういった中で、この払い戻しに関しましても、私ども十分にまた今後検討協議させていただきながら、サービス向上、充実に努めたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第7号 平成19年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

通告外で恐れ入ります。297ページですか、簡単ですからよろしく願いします。

まず、これは監査委員の意見書の21ページに予算のあらましがあって、歳入歳出それぞれ32%前年比増額になっています。これは随分大きな伸びでありますので、この状況がどういふことなのかを教えてくださいたいと思います。そこからあと2点ほどあります。よろしくお願いします。

高齢者支援課長

恐れ入ります。御質問の監査意見書21ページは、介護保険事業特別会計における介護サービス事業勘定でありますので、お尋ねの分は、意見書24ページ、(6)飯塚市介護サービス事業特別会計、この分になるかと思います。この分での御答弁でよろしゅうございましょうか。

楡井委員

じゃあ今の質問を取り消します。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

楡井委員

それでは、297ページの桜の園に関連してですが、桜の園の収支に関してでございます。歳入で、利用者負担分、それから繰り入れ負担分、一般会計からの繰り入れ、それから歳出のほうで、一般会計分がどのくらい歳出されているのか、利用者へのサービスの提供の状況はどうなってるのか等についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

高齢者支援課長

一般会計からの繰り入れはございません。

楡井委員

サービス収入について教えてください。

高齢者支援課長

サービス収入につきましては、介護保険に定められました入所者の方の自己負担金となっております。

楡井委員

それで、運営基金というのが前年ありました。平成19年度末でどのくらいになっておりますでしょうか。

高齢者支援課長

平成19年度末で、積み立てました金額が7,573万8,000円、これが平成19年度末の金額だと思います。

楡井委員

そうすると、サービス収入ということで、利用者が納めた金額の約85%ぐらいに当たるといふふうに思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

高齢者支援課長

自己負担金と介護報酬等の収入になりますので、若干違うかと思います。

楡井委員

それでは、その利用者の負担分といいますか、それとの比率ではどうなりますか。運営基金の、先ほど言われた7,500万円の関係。

高齢者支援課長

前年度の繰越金が5,301万4,000円ありますので、その差額2,500万円ぐらいになります。

楡井委員

正確な私の思っているところと違いますけど、いずれにしても平成18年度決算のときが3,000万円あって、それが5,300万円になって、ことしの決算で、19年度の決算で7,5

00万円になったというようなことじゃなかったかなというふうに思います。これだけ運営基金が伸びていっている状況があります。主に利用者の方たちの負担の内容だと思うんです。それで、前年もこれを利用者の方たちに還元する方法を考えてもらいたいというようなことをお願いしたんですけども、それが実現していないようでありまして、今年度もそういうことじゃないかというふうに思われます。これ、どうしても利用者の方たちに還元できないものでしょうか、この答弁をお願いいたしまして、この質問は終わります。

高齢者支援課長

自己負担金につきましては、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に基づき設定しております。自己負担金をこの基準により定額で設定することは、同種施設サービスを提供している民間事業者への民業圧迫等につながることでありますので、国の基準で徴収しております。繰越金、積立金につきましては、将来的な施設改修、修繕、大規模改修等に備え、今後も蓄えていく必要があると考えております。低所得者に対します自己負担の軽減措置としましては、所得階層ごとに減額申請をすることが可能でありますので、現在も入所者の約半数の方がこの国の減額申請を活用されております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第8号 平成19年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。